

2025年度第1期分（春学期） 授業料免除の申請について

2025年度第1期分授業料免除を下記のとおり予定していますので、免除希望者は下記により申請してください。在学生（2025年3月卒業・修了予定者を除く）と2025年度新入生とは申請期間が異なります。

なお、2025年度から実施の多子世帯による大学無償化制度（学群生のみ）の対象となる在学生は、2024年度までの申請の有無を問わず、今回申請が必要です。

【在学生（2025年3月卒業・修了予定者を除く）】

- 申請書類ダウンロード開始期：2025年2月初旬に本学ホームページ掲載



【提出方法】提出方法は、エリア支援室ごとに指定されています。提出方法等は、次ページの「郵送先・提出方法一覧」を確認し、所属する支援室が指定する方法で申請してください。
※郵送で申請する場合、個人情報を含むため、追跡ができる簡易書留またはレターパック等を使用してください。

【心配なことがある場合は、早めに支援室に相談すること。期限を過ぎた書類は受け付けられません。】

- **最終提出期限：2025年2月27日（木）【厳守】**

なお、前期日程入試のため、支援室によっては2月21日（金）～2月26日（水）まで入室できない可能性があります。詳細はweb 掲示板に掲載の「【お知らせ】学群入学試験等の実施に伴う令和6年度授業の臨時休業について」をご確認ください。

【2025年度新入生（内部進学者を含む）】

- 申請書類等ダウンロード開始期：2025年3月末に本学ホームページ掲載
- 申請期間：2025年4月（予定）
- 申請の方法・条件が2025年2月在学生とは異なる場合があります。詳細は、追って大学ホームページでお知らせします。

《注 意 事 項》

- 1 申請書類に不備がある場合は受理できませんので、早めに申請手続きをしてください。
- 2 2025年度第1期分の申請書は、2024年度第2期申請書と様式が異なります。
- 3 2024年度第2期分授業料免除申請をした場合でも、2025年度第2期分の免除等を希望する場合は、申請が必要です。
- 4 2024年度第2期分授業料免除申請をし、2025年度第1期分の申請時の収入状況等及び家族数等に変更がない場合、「継続申請」により申請してください。
- 5 海外留学中であっても上記による申請が必要です。
- 6 2025年度から実施の多子世帯による大学無償化制度（学群生のみ）の対象となる方も申請が必要です。

2025年2月4日 学生部学生生活課

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/schoolexemption/>